

令和4年11月臨時教育委員会会議録

- 1 日 時 令和4年11月15日（火）10時
- 2 場 所 本館4階 第1委員会室
- 3 出席者 教育長 片平慎一
教育委員 河本直子、衛藤修身、太田かおり
- 4 欠席者 佐野正靖
- 5 事務局 教育部長 船津喜久男
学校教育課長 松永嘉伸
学校指導課長 森 秀輔
教育施設課長 北原鉄也
生涯学習課長 亀井 誠
学校指導課課長補佐 権藤信慶
生涯学習課課長補佐 田代磯政
学校教育課教育総務係長 野中康伸
- 6 傍聴人 6人
- 7 議事日程 別紙のとおり
- 8 議事次第 別紙のとおり

臨時教育委員会議事日程

令和4年11月15日（火）10時00分

1 議決事項

第27号議案

令和4年度中間市一般会計補正予算（第9号）要求について

第28号議案

中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例に関する意見について

第29号議案

なかま夢応援奨学基金条例に関する意見について

[開会時刻：10時00分]

船津教育部長	<p>おはようございます。 佐野教育委員は今日欠席との連絡がっております。 定刻となりましたので、令和4年11月臨時の教育委員会を開催させていただきます。進行は片平教育長にお願いいたします。</p>
片平教育長	<p>皆さん改めましておはようございます。 令和4年11月臨時教育委員会を開催いたします。 それでは、さっそく議決事項に入りたいと思います。 第27号議案 令和4年度中間市一般会計補正予算（第9号）要求について、松永課長説明をお願いいたします。</p>
松永学校教育課長	<p>12月定例市議会に提出します令和4年度中間市一般会計補正予算（第9号）要求につきまして、教育費にかかる補正予算の内容についてご説明いたします。今回の補正予算要求は、学校教育課と生涯学習課が提案しております。 内容につきまして、それぞれの担当課からご説明いたします。 それでは、学校教育課の内容についてご説明いたします。 まず歳入です。17款寄附金1項1目1節、寄附金補正額2,000万円。これは、本年5月30日に市内の篤志家2名から、給付型奨学金の原資として、それぞれ1,000万円ずつ寄附していただきましたことを受けまして、今回の補正予算に歳入予算として計上するものです。 次に歳出にまいります。 10款1項6目育英事業費、なかま夢応援奨学基金積立金、24節積立金補正額2,000万円。これは、先ほどの寄附金2,000万円を基金として積み立てるものです。 次に、10款2項小学校費1目学校管理費、小学校管理運営に要する経費、10節燃料費、補正額93万7千円。 同じく、光熱水費352万9千円。 これは、ウィズコロナの下、原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー価格の上昇により、小学校の電気使用料と燃料費が増加することが見込まれることから、今回の補正予算で予算を追加するものです。 以上、学校教育課の歳出補正予算額は、2,446万6千円でございます。</p>

ます。

片平教育長

続きまして、生涯学習課亀井課長お願いします。

亀井生涯学習
課長

生涯学習課所管分につきまして、ご説明させていただきます。

10款5項保健体育費1目保健体育総務費、社会体育に要する経費、10節需用費におきまして、347万6千円の計上でございます。内容は、体育文化センターの舞台修繕料でございます。現在、体育文化センター舞台におきましては、築45年が経過し、舞台設備の劣化により吊り物の落下事故や人身事故の危険を指摘され、現在立ち入り禁止の措置を執っておりますが、施設の有効活用を図るため、舞台の吊り物を撤去し、必要最小限の舞台設備とするものでございます。修繕の内容としましては、吊り物につきましてはバトン2本を残し、その他の舞台照明等の吊り物は全て撤去した後、照明設備を新たに設置するものでございます。

また、債務負担行為補正におきまして、4,895万円を計上いたしております。内容は、なかまハーモニーホール大ホールの舞台機構の修繕でございます。こちらでも舞台設備の劣化が進み、定期点検におきまして、吊り物の落下事故、接触事故や人身事故に至る危険性を指摘されております。早急な修繕が必要でありますことからの計上でございます。なお、修繕の期間が年度をまたぐ契約となり、支出は令和5年度となりますことから、債務負担行為にて対応させていただくこととなっております。

以上が生涯学習課所管分でございます。

片平教育長

ただいま、学校教育課及び生涯学習課の補正予算の説明がございましたが、それぞれについてご質問ご意見はございませんでしょうか。

教育委員

ありません。

片平教育長

よろしいでしょうか。

それでは、第27号議案については、これで進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、第28号議案 中間市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例に関する意見について、併せて第29号議案 なかま夢応援奨学基金条例に関する意見について、2つ併せてご提案をお願いい

松永学校教育
課長

たします。松永課長。

今回の条例改正は、奨学資金貸付基金の一部が中間市債権管理条例施行規則第11条に基づき、中間市債権管理委員会において債権放棄が承認されましたことから、基金の総額を減額するものでございます。改善の内容といたしましては、当条例第3条に規定されている貸付基金の総額を、1,712万円から、債権放棄します4件の貸付総額51万5,500円を減額しまして、1,660万4,500円に改めるものであります。

この一部改正条例について12月定例市議会に提出しますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。

続きまして、第29号議案 なかま夢応援奨学基金条例の制定についてご説明いたします。

この条例は、先ほどの補正予算でご説明いたしました2,000万円の寄附金を積み立てるための基金条例でございます。

基金の目的といたしましては、篤志家からいただいた2,000万円の寄附金を、「将来の夢の実現に向かって大学で修学することを応援する」ために、世帯の経済状況の影響で大学修学が困難な者に対しまして、返済不要の奨学金を給付するための原資を積み立てるものです。

この給付型奨学金の原資を積み立てるためには、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、新しく基金の名称を「なかま夢応援奨学基金」と称する基金条例を設置する必要がありますことから、これを12月定例市議会に提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、委員会の意見を求めるものでございます。

奨学金の概要としましては、対象者は申請者及び保護者が、本市に5年以上在住で、日本学生支援機構の奨学生採用候補者となった者です。奨学金の額は、1人当たり100万円とし、入学前の3月に一括で給付します。対象人数は、1年度当たり3人とし、実施は、令和6年4月に、大学に入学する者から始めたいと思っております。また、奨学生の選考につきましては、課題レポートと面接により審査します。

課題は、毎年度、募集の際に提案いたします。

基本的には、「今まで、部活動やその他の活動で自分がやってきたこ

と」や、「将来このようなことをやって社会に貢献したい」というような内容をレポートにまとめてもらうことを予定しております。

また、奨学生となった者は、大学進学後、毎年、中間市の後輩に向けたメッセージとして、夢の実現に向けて実行していることなどを報告書にまとめてもらって、次の世代に繋げていこうと考えております。なお、この条例は令和11年度末で失効する予定としていますのは、毎年300万円を給付すると、令和11年度で基金の2,000万円を使い切ることとなるためです。

以上、この基金条例を12月定例会市議会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定の基づき、委員会の意見を求めるものでございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

片平教育長 ただいま第28号議案と第29号議案を併せて説明がございましたが、それにつきまして質問等はございますでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 まず奨学資金貸付基金ですが、今課長から債権放棄が4件あったという説明をいただきました。債権放棄というのは、具体的にどのようなことでしょうか。

片平教育長 松永課長。

松永学校教育課長 その方が、資力がほとんどない、生活保護受給者程度という場合や、債務者の死亡、失踪ということであります。

片平教育長 よろしいでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員 関連ですが、奨学資金貸付基金の原資になるのは、市の財源ですが、なかま夢応援奨学金の原資につきましては、篤志家の寄附金が原資と理解して良いのでしょうか。

松永学校教育課長 はい。

衛藤教育委員 なかま夢応援奨学基金について、今課長の説明の中では、例えば、中間市在住5年以上とか具体的な内容が示されましたが、条例の中には

それが示されていません。
私もいろいろインターネットで調べてみましたが、様々な市町が条例をつくってありました。
条例にもっと詳しく具体的な内容をのせてつくっている市町と、8項目しかないところがありますので、そのことについて、説明をお願いしたいと思います。

片平教育長

松永課長。

松永学校教育課長

先ほど申しましたように、基金条例を制定するには、地方自治法の規定によりまして、この積立基金の管理、運用益の処理、処分、このことを条例に規定することとされていますので、それを規定しております。
具体的な運用については、条例の施行規則や、要領で進めたいと考えております。

衛藤教育委員

ありがとうございました。
なかま夢応援奨学金は、令和6年度の入学生からスタートするという説明がありましたよね。

片平教育長

松永課長。

松永学校教育課長

令和6年度入学生なので、来年の4月からが募集期間となって、令和6年3月に支給する予定であります。

衛藤教育委員

令和6年度に入学した者を対象にするということですね。そうすると大学に入学するかしないかまだ分からないときに応募をかけるということですね。
大学に入れるかどうか分からないものを応募するというのは、応募者からすれば、不安がつきまとうと思いますが、その点はどのように解消されるのでしょうか。

片平教育長

船津部長。

船津教育部長

大学に進学できるかどうか、自分が進学できるかどうか心配になっている方にとっては、こういう基金があることは非常に心強いものにな

るのではないかなと思います。

ですから、来年4月から募集を開始して、奨学生に選ばれたら、この基金を受けて修学できるんですよという条件の中で、応援ができるのではないかと考えております。

衛藤教育委員

大学の修学の希望を叶えたいというのが目的だということですので、非常に素晴らしいことだと思います。

他に質問があるのですがよろしいでしょうか。

第3条に「金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない」と、また第6条に「基金の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める」とあります。

これはどのような違いがあるのでしょうか。

片平教育長

松永課長。

松永学校教育課長

まず第3条は基金の現金の話です。

現金については、金融機関の預金等、確実にそのリスクが少ないものに保管しておくということでございます。

第6条の基金の運用というのは、現金ではなくて、この制度の運用ということですよ。

片平教育長

他はよろしいでしょうか。衛藤教育委員。

衛藤教育委員

令和6年から、1人100万円ずつで年3人だとすると、ちょうど令和12年3月31日に基金を使いきってしまうということで、そのあと寄附があれば別でしょうけれども、現時点では2,000万円については、そういう使い方をすると書いてあります。

9月議会の中で、堀田議員がこの件について質問されています。できるだけ長く使えるようにしてほしいというご質問だと思います。市長は、長く学生を支援するため、財源確保について市民全員で継続できる制度にしたいと思うと、そして様々な方法を考えますと答えておられます。ということは、市長の考え方は、継続できるようにしたいというお答えなのに、どうして期限が切られているのでしょうか。

船津教育部長

市長のお考えというのは、もちろんもっと続けていきたいというお気持ちでお答えになったこととございます。

この第2条に、「基金として積み立てる額は、前条の奨学金に充てることを希望して寄附された寄附金に相当する額とする」とうたっております。市長の考えは、長く続けていくためにはもっとこの寄附金を集めたいんだと、それをアピールしていきたいんだというお答えでございます。

この件に関しては、寄附をいただいた篤志家の2人、それから市長、教育長もはじめ、ずっと詰めて協議を行っております。

その中でも、市長はもっとこういう寄附を広めて寄附をしていただくような形を取りたいということで明示をしております。

衛藤教育委員 募集についてですが、先程、具体的な募集の条件、給付金の内容、あるいは奨学生の選考の説明がありました。募集の仕方は、どのようにされる予定なのか教えていただきたいです。

片平教育長 松永課長。

松永学校教育課長 基本的に広報やホームページはもちろんのこと、中間市の中学生が通っている高校、この付近でもいくつもあります。その学校全てにチラシといたしますか、募集要項等を直接お配りして説明し、申請書もお渡ししたいと思っております。申請書はインターネットのホームページからも打ち出せるということで考えております。

衛藤教育委員 そうすると、予備校生はどういう扱いになるのでしょうか。予備校生の中にも、経済的に厳しい状況の中で大学の修学を目指している方がいると思うのですが、対象になるのでしょうか。

片平教育長 松永課長。

松永学校教育課長 これは予備校生ではなく、現役の高校3年生が対象となっております。

片平教育長 寄附された方と協議した結果、そういう意見も出ました。しかし、現役の高校3年生を対象にしたいという意見も強く出ているので、そのようにさせていただいたわけです。
松永課長。

松永学校教育課長	この条例は、基金というものを設置しますという条例なので、制度の運用の仕方については、別途定めるということです。 この条例は、基金を設置しますというものでございます。
衛藤教育委員	運用に必要な事項は、市長が別に定めるということで良いのでしょうか。
片平教育長	船津部長。
船津教育部長	第6条にあるように、この条例には具体的な方法は入れずに、規則、規約、運用、そういったものを定めるときに、「市長が別に定める」という書き方になります。
衛藤教育委員	そういう意味ですね。分かりました。
片平教育長	よろしいでしょうか。衛藤教育委員。
衛藤教育委員	この趣旨から考えますと、私は素晴らしい事業だと思いますので、市長さんがおっしゃるように、長く市民で大事に継続できるようないろいろな工夫を考えていただければありがたいと思います。
片平教育長	この奨学金は寄附から成り立っている熱い思いの給付です。 それに賛同できる市民が、「私もそれやったら少ないですが、これだけ寄附できる」とかですね、そういった制度をつくりたいという市長の思いもあります。 いろいろな形で、これを進めている中で、そういった方々が一人でも多く、そして大学にしっかり修学して、その後また中間市に戻ってくるなり、中間市のために頑張っていただける人をつくっていただけると、その支援をできたらと思っております。 それでは、第28号議案はよろしいでしょうか。
教育委員	〈了承〉
片平教育長	第29号議案はよろしいでしょうか。
教育委員	〈了承〉

片平教育長

それでは、第28号議案及び第29号議案は、この条例で進めさせていただきます。

これを持ちまして、令和4年11月臨時教育委員会を終わります。お疲れさまでした。

[閉会時刻：10時30分]

令和4年12月6日

教育委員

河本直子

教育委員

衛藤修身